

## <消費税のインボイス制度スタートまであと1年>

FPネットワーク神奈川会員 須藤 毅一

消費税の「インボイス制度」が令和5年10月1日からスタートすることを皆さんはご存知でしょうか？現在、これに先がけて「適格請求書（インボイス）発行事業者」の登録がはじまっています。また、税務署や商工会議所などではこの制度に関する説明会が開催されています。中小企業や個人事業主の方で消費税の納税義務者ではない「免税事業者」の方にとっては一見、関係のない話のようにも思えますが、実は「知らなかった」では済まされない内容もあります。今回はこの制度の概略をご説明いたします。

### ■ 消費税の計算の際、適格請求書発行事業者でない者に支払った消費税額は控除対象外

納税する消費税額を計算する際、売上などにより預かった消費税額から仕入や経費などで支払った消費税額を差し引いて計算するのが原則ですが、令和5年10月1日にインボイス制度がスタートすると、この「支払った消費税額」の中に含めることができるのは「適格請求書発行事業者」への支払いのみとなります。（当初6年間は経過措置があります。）売上の相手先が一般の消費者ではなく、消費税を納税している事業者である場合、相手が同じ商品を購入しようとした場合、消費税額を控除できる事業者から購入することを選択する可能性が高くなり、そうでない事業者は敬遠されてしまうことが想定されます。つまり、売上の減少につながる可能性があるということです。

### ■ 「適格請求書発行事業者」となるためには登録申請が必要

「適格請求書発行事業者」となるためには納税地を管轄する税務署に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。登録を受けると税務署からT+13桁の登録番号が通知されるのでこの番号を発行する請求書等に記載することが義務付けられます。（この番号を国税庁の「インボイス制度公表サイト」で検索すると登録事業者であることが確認できます。）つまり、この登録番号の記載がある請求書等のみが控除できる消費税額の対象となるというわけです。インボイス制度のスタートする令和5年10月1日の時点で登録されるためには令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。また、現在すでに消費税の課税事業者である場合も自動的に登録されるわけではありませんので登録申請をしないと「適格

**NPO法人 FPネットワーク神奈川**

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

請求書発行事業者」として登録はされませんので同様に登録申請を行い、登録番号の通知を受ける必要があります。

## ■ 消費税の免税事業者が登録申請をすると課税事業者となり、納税義務が発生

現在、免税事業者であっても「適格請求書発行事業者」として登録すると消費税の課税事業者となり、消費税を納税する義務が発生します。（免税事業者がこの制度のスタートとともに登録した場合、初年度は令和5年10月1日から課税事業者となります。）また、この登録以後消費税の課税売上が1,000万円を下回っても自動的に免税事業者となることはなく、免税事業者に戻るためには該当する事業年度の開始の日の前日までに「適格請求書発行事業者」の登録の取り消しを行わなければなりません。

## ■ 事業者の方は消費税のインボイス制度について関心をもち、情報収集に努めましょう

必ずしも「適格請求書発行事業者」として登録申請することは義務ではありません。特に現在消費税の免税事業者である場合は登録申請をすることで消費税の納税という負担が増えることとなりますので売上減少リスクを考慮したうえで、登録申請をするか、しないかの判断をする必要があります。その判断をするためには、この制度に関心をもち、説明会に参加するなど情報の収集に努め、必要に応じて税理士等に相談しましょう。

詳しくは国税庁のインボイス制度特設ホームページへ

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/campaign/r4/Nov/06.htm>

## NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp